

提案審査基準

1. 評価の方法

内容点（企画提案書、デモンストレーションおよび、プレゼンテーションを評価）、実績点（企業評価、同種業務実績調書および、配置技術者調書をもとに算出）、機能点（機能評価表をもとに算出）、価格点（見積書をもとに算出）の合計点数を評価点数とする。

なお、「様式10 機能評価表」において、本市が必須と考える項目を必須項目として設定している。その項目が一部でも実現できないと判断される場合もしくは記載のない場合には、失格とする。

本プロポーザルに関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、内容点が満点の60%未満の場合には不採用とする。

2. 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、評価点数の上位1者を優先交渉権者とし、2位の者を次点とする。

1位と2位の決定について、評価点数の同じ者が2者以上あるときは、内容点が高い者を上位とし、内容点と同値の場合は、同点になっている提案を対象に再度採点し上位を決定する。この場合の採点方法は、審査委員が協議の上決定する。

3. 価格点

価格点は、見積書により次の通り算出する。

価格点 = 価格点（満点）×（1 - 見積価格 / 参考予算上限額）・・・価格点算出式

ただし、見積価格が参考予算上限額を超える見積価格提出者は失格とする。

価格点については、上記計算式に基づき価格点を算出する。